



保育所等利用者負担額表（教育・保育給付認定：2・3号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児	3歳児以上	
階層区分	定義	保育必要量	利用者負担額 (月額)	利用者負担額(月額0円)	
				給食費のうち、 副食費徴収免除	
第1階層	生活保護世帯	標準時間	0円	幼児教育・保育の無償化に伴い3歳児以上の利用者負担額0円	
		短時間	0円		
第2-1階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間		0円
		短時間	0円		
第2-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間		0円
			短時間		0円
第3-1階層	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間		19,000円
		短時間	16,000円		
第3-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間		9,000円
			短時間		6,000円
第4-1階層	市町村民税所得割合算額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間	30,000円	
		短時間	27,000円		
第4-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間	9,000円	
			短時間	6,000円	
第5-1階層	市町村民税所得割合算額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間	30,000円	
		短時間	27,000円		
第5-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間	9,000円	
			短時間	6,000円	
第6階層	市町村民税所得割合算額 77,101円以上 97,000円未満	標準時間	30,000円		
		短時間	27,000円		
第7階層	市町村民税所得割合算額 97,000円以上 169,000円未満	標準時間	43,000円		
		短時間	40,000円		
第8階層	市町村民税所得割合算額 169,000円以上 301,000円未満	標準時間	57,000円		
		短時間	54,000円		
第9階層	市町村民税所得割合算額 301,000円以上	標準時間	63,000円		
		短時間	60,000円		

1. 利用者負担額について

幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の利用者負担額は0円となります。ただし、給食費や教材費などは実費徴収があります。詳しくは利用中の保育施設にお問い合わせください。

2. 給食費（主食費+副食費）について

3歳児以上の給食費は無償化対象外のため、保護者のご負担となります。

なお、副食費については徴収免除制度があり、保育所や認定こども園（保育所的利用）を利用する子どものうち次の(1)又は(2)に該当する方に適用されます。対象者には『副食費徴収免除のお知らせ』を送付いたします。（副食費が徴収免除の方も主食費についてはご負担いただきます。）

また、0歳児から2歳児までの子どもは副食費免除の対象外です。（利用者負担額に給食費の料金が含まれています。）

- (1) 3歳児から5歳児までの子どものうち保護者の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の子ども
(ひとり親世帯等については、77,101円未満の子ども)

※算定の基となる税年度については、裏面<利用者負担額及び副食費徴収免除の算定の基となる税年度>をご参照ください。

- (2) 所得階層にかかわらず、小学校就学前までの3歳児から5歳児までの子どものうち第3子以降の子ども

また、一度副食費徴収免除となったものの、その後、徴収免除対象に該当しなくなった場合は、給食費（主食費+副食費）をご負担いただきます。対象者には『副食費徴収免除解除のお知らせ』を送付いたします。

注 ひとり親世帯等とは・・・

母子家庭又は父子家庭の方、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯及び準要保護世帯のことをいいます。

保育所等の利用者負担額等及び納付について

- (1) 利用者負担額（保育料）及び3歳児から5歳児の副食費徴収免除（以下「利用者負担額等」という。）は、世帯の市町村民税額、お子さんの教育・保育給付認定区分、兄弟姉妹の状況等によって、東金市が設定した階層区分に応じて決定します。教育・保育給付認定区分（2、3号）、保育必要量（標準時間・短時間）は、教育・保育給付認定通知書をご確認ください。
- (2) 利用者負担額等は、市町村民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。利用者負担額の算定には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- (3) 保護者等並びにお子さんを税法上扶養親族としている方の市町村民税額を基に算定します。
- (4) 3号認定のお子さんが年度途中で3歳の誕生日を迎え2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の利用者負担額（保育料）を適用します。
- (5) 利用者負担額（保育料）は、小学校就学前までの範囲において、最年長のお子さんから順に2人目以降の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。ただし、第1階層～第4階層及び第5-2階層の方については、年齢の上限および入所施設の制限はありません。また、第3-2階層、第4-2階層及び第5-2階層の方は、2人目以降は無料となります。
- (6) 利用者負担額等の切替時期は9月となります。8月分までは前年度の市町村民税額を基に、9月分以降は当該年度の市町村民税額を基に利用者負担額等を決定します。

<利用者負担額及び副食費徴収免除の算定の基となる税年度>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額 (前々年1月1日～12月31日の収入)						当該年度の市町村民税額 (前年1月1日～12月31日の収入)					

- (7) 時間外保育の利用には利用者負担額（保育料）とは別に時間外保育料がかかります。東金市立保育施設以外の時間外保育料については、各施設にお問合せください。この場合、利用する施設が設定する実費負担がかかる場合があります。なお、時間外保育は育児休業取得の保護者がいる子どもについては利用できません。

【例】 <東金市立保育施設の時間外保育時間>

<東金市立保育施設の時間外保育料>

標準時間	平日	(朝) 7:00～7:30 (夕) 18:30～19:00
	土曜日	(朝) 7:00～7:30 (夕) -
短時間	平日	(朝) 7:00～8:00 (夕) 16:00～19:00
	土曜日	(朝) 7:00～8:00 (夕) -

	月単位利用 (月額) 注1	臨時利用
平日	500円/30分	50円/30分
土曜日	100円/30分	

注1 月単位利用について、利用者負担額（保育料）の階層区分が第1階層、第2-1階層及び第2-2階層に該当する場合は無料です。また同一世帯から2人以上のお子さんが市立保育施設に入所している場合、2人目のお子さんの時間外保育料は半額、3人目以降のお子さんは無料となります。臨時利用については、階層及び利用人数にかかわらず1人あたり30分50円の利用料金がかかります。

- (8) 利用者負担額（保育料）の納付先
 - ①東金市立保育施設（保育所・認定こども園）と市内外の私立保育所をご利用の方は、東金市にお支払いいただきます（口座振替による納付をお願いしています。）。
 - ②市外公立保育施設をご利用の方は、施設所在の市町村にお支払いいただきます。
 - ③保育所以外の私立保育施設（認定こども園・小規模保育事業等）をご利用の方は、直接各施設へお支払いいただきます。
- (9) 市が徴収する利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）、時間外保育料及び給食費は、口座振替による納付をお願いしております。ただし、口座振替により納付することができない場合には、納付書による納付となります。

納付期限は毎月末日（土・日・祝休日の場合は翌日）となっており、納付期限までに納付がない場合、期限を指定して督促状を送付します。この督促の指定期限までに納付がない場合、利用者負担額（保育料）については、地方税法の滞納処分等の例により、預金、給与、不動産等の財産の差押を行うことがありますのでご承知置きください。

またあわせて、利用者負担額（保育料）に未納がある場合には、東金市が支払う児童手当を保育料に充てることがあります（保育料の特別徴収）。

期限内に納付ができない場合は、必ず事前にご相談ください。
- (10) 次のような場合は、利用者負担額等が変更となる場合がありますので、随時お申し出ください。
 - ①世帯の状況が変わった場合（婚姻、離婚、生活保護費受給など）
 - ②修正申告をした場合（市町村民税額の変更など）

問い合わせ

東金市市民福祉部 こども課入園係

0475-50-1203（平日8:30-17:15）

